

日本キャリア教育学会認定キャリア・カウンセラー制度規則

趣 旨

この制度は進路指導及びキャリア・カウンセリングを通して、国民の教育、労働、福祉の向上に貢献し、進路指導、キャリア教育及びキャリア・カウンセリングの進歩と発展に資するため、本学会に属し、進路指導及びキャリア・カウンセリングについての一定の学識と技能を有する会員に対し、日本キャリア教育学会認定のキャリア・カウンセラーの名称を附与し、その資格の認定を行おうとする制度である。なお、キャリア・カウンセラーとは、生徒、学生、成人のキャリアの方向づけや進路の選択・決定に助力し、キャリア発達を促進することを専門領域とするカウンセラーである。

第1条 目 的

日本キャリア教育学会認定キャリア・カウンセラー資格の普及と発展を目指し、わが国の労働、教育及び生活全般に関わるキャリア・カウンセリングにおける人材を育成することを目的とし、本規則を定める。

第2条 資格認定

キャリア・カウンセラーの資格認定の業務を行うキャリア・カウンセラー資格認定委員会を理事会内に設ける。

2. キャリア・カウンセラーの資格認定は、キャリア・カウンセラー資格認定委員会が基本的には審査し決定する。ただし、審査結果については、日本キャリア教育学会理事会に報告する。
3. キャリア・カウンセラー資格認定委員会の細則は別に定める。

第3条 研修施設、研修指導

キャリア・カウンセラー認定における研修施設及び研修指導は、キャリア・カウンセラー認定委員会が認定した施設で同委員会および委員会より委嘱を受けた者が指導にあたる。研修施設の認定及び研修の指導については別に定める細則による。

第4条 認定の申請及び手続き

認定の申請及び手続きは別に定める。

2. 審査料、認定料等は別に定める。

第5条 認定証ならびに学会認定キャリア・カウンセラー資格登録証明書（以下「登録証」と称する）の交付等

認定を受けた者は、本学会認定キャリア・カウンセラー名簿に登録される。登録された者には日本キャリア教育学会長より認定証ならびに登録証を交付する。

ただし、資格認定手続きに関する有効期間は 6 ヶ月とし、その期間内に資格認定のための手続きを取らない場合は、認定資格は失効する。

2. 認定証ならびに登録証を交付された後、本学会を退会した者、あるいは有効期限を失効した者は、機関誌に公示するとともに、登録名簿から抹消し、登録証の返還を求める。
3. 認定について不正が明らかになった場合には、別に定める手続きに従って認定を取り消すことができる。

第6条 認定資格及び更新の有効期間

認定資格の有効期間は認定日より 7 年間とし、一定の手続きを経て更新することができる。

ただし、更新に関する有効期間は、期間終了日より 2 年間とする。それを超えた場合、認定資格は失効する。

第7条 守秘義務・公示

認定に従事する者、もしくは過去において従事した者はその職責に応じ守秘義務を負う。

2. 会長及び資格認定委員会の長は守秘義務の監督の義務を負う。
3. 資格認定についての公示事項は学会機関誌に公示する。

付則 1 本規則は、理事会の議を経て、総会の承認を得るものとする。

(2) 本規則は、平成 4 年 11 月 1 日より実施する。

(3) 平成 17 年 3 月 27 日 改定

(4) 平成 19 年 10 月 27 日 一部改正

(5) 平成 20 年 10 月 25 日 一部改正

(6) 平成 29 年 10 月 14 日改定(平成 30 年 4 月 1 日施行)